

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日は、その翌日)

鳥取県規則第五十五号

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十
七号）の一部を次のように改正する。

別表第二部長共通専決事項の欄第三号及び第三号の二並びに同表課長

共通専決事項の欄第二号中「第二十一号及び第二十七号」を「及び第
二十一号」に改める。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十一号及び同表同項課長専決
事項の欄第八号中「第二十一号及び第二十七号」を「及び第二十一号

」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則
第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「第二十一号及び第二十七号」を「及び第二十一
号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月九日

規 則

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年七月九日

昭和四十六年七月九日

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「求職者等」を「求職者」に改める。

第二条中「及び六十歳以上六十五歳未満の者であつて、公共職業安定所の紹介により知事が別に定める職種に継続して使用される労働者として雇用されたもの(職場適応訓練を受けなければ雇用されることが困難であると公共職業安定所が認めた者に限る。以下「高齢者」という。)」を削る。

第三条第五号中「雇用し、又は引き続き」を削る。

第六条第三項中「受ける者」を「受ける求職者」に改める。

第十条の二中「(高齢者である職場適応訓練生を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に第一条に規定する職場適応訓練を受けている改正前の職場適応訓練委託規則第二条に規定する高齢者については、な

お従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

「その他の場合

別表一第百六十五号の三中「その他の場合 七百円」を

甲種の狩猟

乙種及び丙

種の狩猟免許に係るもの 千百円」

免許に係るもの 七百円 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の十一第二項の規定による登録の抹消の請求により、次の保険医は保険医でなくなつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の抹消年月日
石 河 貞 利	鳥医第 六〇号	昭和四十六年七月八日
大 塩 令 二	"	"
宇 山 芳 郎	三四三"	"
佐 古 博 愛	五〇九"	"
森 脇 忠 勝	五一一"	"
蔽 内 定 栄	五三三"	"
永 見 実	九二三"	"
新 田 昌 子	一、三四六"	"
高 野 瑞 枝	一、四〇七"	"

鳥取県告示第五百八十八号
 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園事業の一部を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
 右の事業の位置を表示した図面は、鳥取県商工労働部観光課及び関係町役場に備えつけて供覧する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県告示第五百八十九号
 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園事業の一部を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十六年六月九日	清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目三〇七

道路（車道）
 路 線 名 位 置

海上河合谷氷ノ山線 起点 鳥取県岩美郡国府町雨滝（公園界）

終点 鳥取県岩美郡国府町雨滝（公園界）

起点 鳥取県岩美郡国府町雨滝（公園界）

終点 鳥取県岩美郡国府町雨滝（公園道海上河合谷線分岐点）

起点 鳥取県岩美郡国府町石井谷（公園界）

終点 鳥取県八頭郡郡家町姫路（公園界）

終点 鳥取県岩美郡国府町石井谷（公園界）

起点 鳥取県八頭郡郡家町姫路（公園界）

終点 鳥取県八頭郡郡家町姫路

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石 塙

二 朗

東因幡線

(第三種郵便物認可) 昭和46年7月9日 金曜日

鳥 取 県 公 報

巻米桑ヶ仙線

起点 鳥取県八頭郡若桜町巻米 (公園界)
終点 鳥取県八頭郡若桜町巻米 (公園界)

芦津永昌山線

起点 鳥取県八頭郡智頭町芦津 (沖ノ山線分岐点)
終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津 (公園界)

水ノ山線分岐点)

鳥取県告示第五百九十九号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十一号)第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石破二朗 朗

一 開催の日時

昭和四十六年八月十 日 八時三十分から十七時まで
十一日 ハ二 開催の場所
倉吉市厳城二七九 中部総合事務所三 講習の科目及び時間
家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真(出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはりつけ、八月二日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

収入証紙

写 真

はりつけ欄

はりつけ欄

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

鳥取県告示第五百九十一号

昭和四十六年五月三十一日付で閔金町長から申請のあつた土地改良（滝川地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年七月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

閔金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年七月二日から用途廃止した。

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十三号

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日時 昭和四十六年七月三十一日 午前十時から**二 場所** 岩美町役場会議室**三 案件** 岩美鳥獸保護区の指定について**四 公聴会の開催に關する問合せ先** 鳥取県農林部造林課

場	所	(面 方メー トル)	積 用 途
米子市皆生字丸池三五八ノ二番地先から 三六一番地先まで		一四・五八	道路敷